

墨田区サッカーリーグ(SSL)平成17年度運営要綱

1. 期 間

年度毎に常任運営委員会により決定する。

2. 選 手 資 格

規約 第 7 条に規定された選手。

3. 登 録 チーム

- (1) 前項の資格を有する選手で編成するチームである事。登録人数の制限はしない。
- (2) 選手の追加登録および抹消は書面により、リーグ運営委員会に提出する。
- (3) ユニホームは正副二着を用意する。

4. 試 合 方 法

- (1) グランド 原則として、墨田区荒川四つ木緑地球技場とする。
- (2) 形 式 原則として二回戦総当たり方式にて行なう。
- (3) 時 間 70分(前・後半35分)ゲームとし、延長戦は行なわない。ハーフタイムは5分とする。
- (4) 選手登録 メンバー表に登録できる選手は、リーグ登録を認められた選手のみとする
メンバー表は試合開始 30分前までに提出(交代要員は9名まで登録可)
メンバー変更は、試合開始時間を遅らせない限り認められる。
背番号は試合毎の登録とする。
- (5) 選手交代 前後半を問わず、9名までの交代を可とする。
- (6) 試合成立 試合開始時9名をもって試合を成立とする。
9名に満たない場合は、一旦その試合を不成立とする。
前項に該当して不成立としたチームは、勝点マイナス1を課す。
ただし、後日改めて該当する試合を行うものとする。
(日程・審判・運営の確保は当該チームが行う)
不成立となった試合を、改めて実施できないまま日程終了となった場合、
当該チームの成績は全て抹消する。
繰り返し行ったチームは日程終了後、処分について規律委員会に諮る。
- (7) 順位決定 勝点制(勝者 - 3・引分け - 1・敗者 - 0)とし、勝点の順に順位を決定する。
勝点合計が同一の場合以下の手順で順位を決める
該当チームとの対戦成績
全試合のゴールディファレンス
総得点数
順位決定戦
1・2位及び最下位を決定する場合のみ実施。
1・2・最下位以外は同順位とする。

5. 用 具

- (1) 会場設営に必要な用具は墨田区サッカー協会にて用意する。
- (2) 大会運営に必要な用具は墨田区サッカーリーグにて用意する。
- (3) 試合中に必要な用具は参加団体にて用意する。

6. 審 判

- (1) 各チームから審判員5名以上をリーグに登録し、登録された審判員をもって試合の審判に充てる
- (2) 主審・副審とも審判員としての正装にて行なう
- (3) 審判技術の向上の為、登録された審判員は協会社会人部(審判部)に包括される。
- (4) 原則として主審は3級以上とする。ただし、割当の1/3以下であれば主審の4級を可とする。
また、副審についても割当の1/3以下であれば、副審2名のうち1名に限り資格取得予定者を可とする。

7. 記 録

定められた手順に沿って運営担当がこれを記入し、リーグ審判部会がこれを保管する。

8. 退場・警告

- (1) 競技中主審より退場を命じられた選手は、自動的に次の試合(リーグ戦)は出場停止となる。
- (2) 警告は累積し、通算二回の警告をもって自動的に次の試合(リーグ戦)は出場停止となる。
- (3) 出場停止処分を受けた選手のその後の処置は、リーグ運営委員会で審議され、賞罰委員会にて決定される。

9. 表 彰

- | | | |
|----------|---------|-------|
| (1) 団体表彰 | 1位 (優勝) | 優勝カップ |
| | フェアプレー賞 | 記念品 |
| (2) 個人表彰 | 最優秀選手賞 | 記念品 |
| | 得点王 | 記念品 |
| | ベストイレブン | 記念品 |